（本號八面）　（明治廿五年一月十日　郵便信書省認可）　明治二十六年八月八日　（定價金二錢五厘）

時事新報

時事新報は全國中紙面の罫も廣き新聞紙なり

第三千七百二十八號　火曜日
明治廿六年八月八日
舊暦癸巳六月廿七日（丁丑）
日出入　午前四時五十五分　午後六時三十七分
月出入　午前零時三十八分　午後三時四十八分
滿潮　午前零時十六分　午後一時四十六分
（西暦一千八百九十三年）

時事新報定價
時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價郵送料は左の如し
一號　貳錢五厘〇一ヶ月　前金五拾錢〇三ヶ月　前金壹圓四拾五錢〇六ヶ月　前金貳圓八拾五錢〇一ヶ年　前金五圓六拾錢〇月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）

時事新報郵送料
一　日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津
一ヶ月　金拾三錢
二　南亞米利加、中央亞米利加、布哇諸嶋、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國
一ヶ月　金六拾錢
三　北米合衆國、英領加奈陀
一ヶ月　金三拾錢
四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲
一ヶ月　金六拾五錢
五　露領浦潮斯德、清國諸港
一ヶ月　金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）
一行五號活字廿四字詰　一日限　一日以上六日迄　七日以上
一行　一ヶ月　十三錢　十一錢　十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんみとを請ふ

時事新報社ニ達シタル投書ノ原稿ハ凡テ寄稿者ニ返ヘサズ又本社ニ保存セズ

時事新報

米國の臨時國會に就て

過般以來金銀の問題に付ては每度鄙見の所在を說き又歐米諸大家の論說をも記して讀者の參考に供したれども其立論の如何に拘はらず到底先見す可らざるものは今後銀勢昇降の一事なり目下世人の知らんと欲して最も熱心なるは唯此の一事にして先見す可らずとは論者の千言萬語も畢竟無益の勞のみ或は昨日は八月七日米國の臨時國會開場の日にして近日中に電報の到來もあらんには銀價の運命も始めて愛に定まり商賣社會の方向を決するに足るものの有る可しとて痛に待設る人もあらんかなれども我輩の見る所を以てすれば假令ひ今度の臨時國會に於て何か決議するみとあるも唯是れ一時の波瀾にして之が爲めに銀勢の大紛紜を一搖し去る可しとも思はれず今その次第を語らんに抑も金價の高きを維持して銀位の運命を顧みざる者は金貨國の根本たる英國の富豪大家にして此輩の勢力は能く自國の國界政界を制して恰も大英主宰の地位を占るのみならず世界中の各地に資本を卸して云はゞ海外に商賣工業の領地を所有するの有樣なるが故に金位を保護して益す〳〵高きに進ませしめ以て益す〳〵其利益の大ならんみとを謀るは自然の人情なりと云はざるを得ず或は銀價下落の今日に於ては英國の製造業は次第に其販路を狹くして結局國損を免かれず なるとの議論なきに非ざれども間接の利害は身に感するみと薄くして富家翁の心を動かすに足らず即ち各國貨幣會議に於ても主として兩本位等の說に反對する者は英國にして遂に熱談に及はざりし所以なり英國に於て然るときは他の國々の微力なる假令ひ無理と知りながらも抗げて其說に服せざるを得ず之を要するに方今世界の金位は英國の富豪大家に依て維持せらるゝものなりと云ふも不可なきが如し然るに之に反して米國に銀人（シルヴァ、メン）なる者あり是れは元と同國西方諸州の銀鑛に關係ある事業家に附したる名なれども今は次第に其區域を廣くして雪に銀鑛直接の事業家のみならず凡ろ銀貨を所有し銀塊を賣買する等一身の運命禍福を銀に繫で其價の昇降に利し降るに損する者は都て銀人の名に漏れず此輩は米國の銀鑛地以外ニウヨルク。シカゴ其他繁榮の大都會に在て盛に商賣を營み遙に英佛諸國に於ける同臭味の大商に氣脈を通じて專ら銀價騰貴の一方に力を盡し其資本の大なる其運動の活潑なる往々世人の豫想外に出て耳目を驚かすもの多し彼の有名なるシャーマン法の如き其由來を尋ねば當時銀人の一類が幾百萬弗を散して米國下院の多數を制し銀貨の自由鑄造案を通過せしめんとしたりし其論勢當る可らざるよりして遂に自由鑄造の代りに銀塊買收の窮策に出でたるみとなり以て其金力運動力の非常なるを知るに足る可し元來みの銀人の一類は歐米に通して盛大なる一種のシンヨケートとも云ふ可きものにして同盟投機を事とし射利一偏の目的にして眼中自國他國の別もわらざれば固より國家國益等の思想を存す可きに非ず況んや政府の如きを憚るの念とてはなく唯みれを玩弄して自家の便利を助けしむるの器械に用るのみ有る法律を利用し又は之を潛りて奇利を營むは尋常一樣の手段なれども銀人は則ち然らず自家の利益の爲めには政府をして無き法律を作らしむるものなれば今度の米國臨時國會に於ても銀人は如何なる運動して如何なる成跡を呈す可きや世人の嚮め推測す可き限りに非ざるなり

右の次第にして金貨論者も銀貨論者も各々自家の利害の爲めに運動して他の自由を許さず政府を束縛して法案を動かすのみならず時としては學者の思想を左右して故さらに言論を作さしむるみとさへなきに非ず蓋し西國諸國に於ける商權發達の極にして人間萬事金の外に物なく金力即ち權力なりとは正に今日の有樣なる可し故に彼の金銀貨の問題に就ても各國政府の意向を察し又は經濟家の論說を讀み斯くては其國の不利なるが故に云々の方針に變ず可し、從前の主義を改めざれば國家貿易上の不便なるが故に今後は斯くなる可し、學士何氏の立論、何氏の卓見なぞゝて尋常一樣の政策を想像し論說を信ずるが如きは遂に迂遠の譏を免かる可らず今の社會の底深き處には大商の利害に關する潛流の劇しきものを存して此潛流時としては全般の禍福に對して逆行するみとなきにわらざれば苟も理財の任に當る人は其事の理非得失を問はず兎に角に視察を顯敏にして臨機應變の覺悟なかる可らず學校に學び得たる經濟論の主義原則に安んじ獨醒を氣取りて却て不覺を取るみとある可し米國の臨時國會果して如何なる議を決して如何なる事を報ずるや我輩は其一報に接して去就を決するみとなく一歩を進めて彼の商界の潛流如何を視察し更に臨機の謀を爲すと共に又遠て國家百年の大方針を定めんみとを欲する者なり

雜報

○商法一束

●硫黃の手合　横濱に於ける硫黃の賣行は其だ面白からざる商勢なりしが此程二三の清商館は買煽り凡そ十五萬三千斤の手合あり相場も亦一寸腰を据へたり其の出來高は

瑞記　硫黃　四萬六千斤
東同泰　同　二萬二千斤
廣萬泰　同　七萬二千五百斤
過日來一時好況を呈したる刻昆布は相場の如何に拘はらず更に買人なく聊か賣先困難の商狀なりし即相場は百斤に付

刻昆布　一番物　二弗五分
同　二番物　二弗三分
同　三番物　二弗一分五厘

●鯨筋買人多し　横濱に於ける鯨筋の取引は賣先困難の模樣なりしも一兩日以來米國向きの買人現れて五尺以上の品は三百六十五圓四尺物は二百七十五圓位の直入有るも品拂底にて株立たる手合なし若し此處相應入荷ありたらんには活發の手合有るべし

●百合根の初輸出　横濱に於ける百合根の輸出は既に季節に向ひたるを以て明日當港出帆のペキン號にて植木商會及谷村商店より百五十個の初輸出あり又本年の初相場を聞くに昨年より凡一割高なり

百合根　大粒　三錢二厘五毛
同　中粒　二錢八厘
同　小粒　二錢

●羽二重地の騰貴　横濱に於ける羽二重地は一時頗る不振の折柄產地よりは次第に入荷嵩み爲に在荷は一時三萬疋以上の多きに達したるより勢相場の下落を來し二十二吋物八匁付六圓十錢の賣人ありたるも買人なき位の成行なりしが佛國向きの買人とハンケチーフ地の仕入大に賣煽りて一萬疋以上の取引有り爲に相場は三十五錢より又品によりて四十錢方の高直に賣行大に回復を見るに至りたり即相場は（百匁に付）

羽二重地　込巾物八匁　六弗二分
同　同　八匁五分　六弗一分五厘
同　同　九匁付　六弗一分

●野州木綿縮の賣行　横濱に於ける野州木綿縮の賣行は數日來取引活潑の爲入荷次第に捌け行き手持拂底にて何れも入荷待の折柄なれば相場は此處又々一二錢方の高直を現し前途益々高直の見込なりし昨今の高下を擧れば左に

（安直）
野州白縮　八十三錢
同　縮緬　八十四錢
同　絡子　八十五錢

（高直）
八十五錢
八十六錢五厘
八十七錢

●麥酒の賣行　横濱に於ける麥酒の賣行は初夏以來染たる賣行なく至て沈滯の模樣なりしが此程に至て漸く相應の輸入ありて船々相應の輸入ありしが日來の安直よりは賣人多く爲

●ペンキの輸入多し　横濱に於ける輸入ペンキは日來の安直よりは賣人多く爲

百二番館へ取
九十二番へ同
百番館へ同

●唐絲の賣行　横濱に於ける唐絲の賣行は氣にて益々賣行宜敷相場も次第に高直に

黃脊合鞦子　赤館へレイ
新曲馬

●大坂の鷄卵　大坂の鷄卵は小締りたれども概して下落を來せ

●大坂の食鹽　大坂の食鹽は各地方の農家旱魃の爲追々下落の模樣

●大坂の椎茸　大坂の椎茸は何れも手控を爲すよ

歟にて取引捗々し

錢乃至一圓方引下

●神戸の樟腦　神戸の樟腦は人は其必用を見込去る二日に至り入

を五十五枚替にて

含み居れりと云ふ

●神戸の洋糖　神戸の洋糖は

りしも手持品の數

高價のもの取引な

と云ふ

●神戸の菜種　神戸の菜種は

輸出向きは直段不

方の食違ひありた

賣人は三圓五十錢

○神奈川縣廳　神奈川縣廳は去る三日各郡市

區司令官同副官

徵兵調査及陸軍及

を開き即日閉會せ

○監禁制轉者　監禁制轉者は

地高橋長吉の甥同

より長吉が引取人

區下横町五番地

が去る七月三十一

ひに赴きし途中

の油斷を狙ひ紙

り取り內一圓を他

たる上殘金を缺

同人の缺に銀貨の

懲しめの爲め同

むに由なく前の

（二十）を相手に

日間食物を與へ

首は紫色に腫れ